

## 聖籠町訓令第6号

聖籠町職員服務規程等の特例を定める規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成27年4月1日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町職員服務規程等の特例を定める規程の一部を改正する訓令  
聖籠町職員服務規程等の特例を定める規程（平成4年聖籠町訓令第6号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

- 1 服務規程第5条に規定する休憩時間における勤務を必要とする次の業務
  - ア 各課の諸証明発行及び電話問合わせ等の対応業務
  - イ 国民健康保険診療所における外来診療及びこれに付随する業務
- 2 児童館における児童の指導及び福祉増進業務
- 3 聖海荘における老人の便宜供与業務
- 4 その他相当の期間継続して服務規程第5条に定める勤務時間外における勤務を必要とする業務

附 則

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。